

再 公 告

下記より入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
有人回転翼機と連携する無人機システムの 評価構想の検討	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁航空装備研究所	令和7年3月31日

説 明 会 なし。

3 入 札 ① 日 時 令和6年11月12日(火)13時30分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金 ① 入札保証金.....免除
② 契約保証金.....免除

7 入 札 の 無 効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無 有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等 役務請負契約条項
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

- ① 郵便入札について
- (1) 郵便入札の可否 可
 - (2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。
 - (3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書
 - (4) 封筒について 前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。
 - (5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。
 - (6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。
 - (7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。
- ② 電子入札・開札システムの利用 本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和6年11月11日(月)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。
また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和6年11月11日(月)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。
- ③ 端数処理 入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
- ④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- ⑤ 提出資料
- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。
 - (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和6年11月11日(月)17時15分までに提出するものとする。
- ⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。
- ⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。
- ⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。
- ⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。
- ⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)641 担当:藤村

防衛装備庁仕様書

1 / 6

品 件 名	有人回転翼機と連携する無人機システムの評価構想の検討	仕様書番号	GAC1-JA-0006
		作成年月日	令和6年9月18日
		作成部課名	航空装備研究所 航空機技術研究部 航空機システム・無人機知 能化研究室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、有人回転翼機と連携する無人機システムの評価構想の検討（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	有人回転翼機	人が操縦し、航空輸送等を担う回転翼機をいう。
2	無人機	有人回転翼機と連携し、遠隔操作又は自律飛行によって飛行することができる航空法に定義された無人航空機をいう。
3	空中機動	有人回転翼機を用い、所要の場所に部隊、物資等を移動させることをいう。
4	掩護	有人回転翼機の任務遂行の支援のため、無人機が有人回転翼機の進路周辺の脅威に対して偵察（索敵）、攻撃等を行うことをいう。
5	無人機操作員	有人回転翼機に搭乗し、無人機を操作する者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものである。

1.3.1 法令等

- 1) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）
- 2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 3) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

4) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて(通知)(装技振第7243号。31.3.29)

1.3.2 その他

有人回転翼機と連携する無人機システムの管制要領の検討 成果報告書 抜粋版

1.4 関連法令

1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

2) 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)

2. 役務に対する要求

2.1 概要

契約相手方は、1.3.2項の成果報告書の内容も活用し、有人回転翼機の空中機動を掩護する無人機を有人回転翼機内から適切に管制するために必要な技術的課題を整理し、これらの課題解明に必要な試験評価構想を検討するものとする。

なお、本役務の履行にあたり十分な当該技術及び知見を有する者、航空機のシミュレーション及び飛行試験について経験及び知識を有する者が実施するものとする。

2.2 役務内容

2.2.1 技術的課題の整理

契約相手方は、1.3.2項の成果報告書の内容も活用し、有人回転翼機の空中機動を掩護する無人機について、有人回転翼機の操縦士と連携しつつ、これを有人回転翼機内の無人機操作員(以下「操作員」という。)が適切に管制するために必要な技術的課題を整理するものとする。

2.2.2 試験評価構想の検討

契約相手方は、2.2.1項で整理した技術的課題を解明するための試験評価構想や供試品の仕様を検討するものとする。検討にあたっては、以下の事項を検討の際の前提とするものとする。

1) 無人機の管制に必要な管制装置を2)及び3)に示す試験に先立って試作するものとする。

2) 上記の管制装置を用いて官操作員及び官操縦士によるシミュレーション試験により操用性や官操縦士との連携を確認するものとする。

3) 上記のシミュレーション試験の後、有人回転翼機と無人機を用いた飛行試験により、官操作員及び官操縦士による評価を実施するものとする。飛行試験は、限られた広さの場所で行うものとするものとする。

2. 3 実施計画書の作成

契約相手方は、2. 2項の実施に先立ち、契約後速やかに役務内容の詳細について官と調整の上、実施計画書を作成し報告する。なお、実施計画書は、少なくとも次の1)～4)を記載するものとし、2. 4項2)を実施の後、修正があれば反映した上で提出するものとする。

- 1) 細部項目
- 2) 日程
- 3) 実施体制
- 4) 実施要領

2. 4 調整会議等の実施

契約相手方は、2. 2項の実施に際して、次に示す1)～4)の調整会議等の実施を通じて、官と綿密に調整を図りつつ行うものとする。調整会議の実施場所は原則として航空装備研究所とし、細部実施要領については別途官の指示によるものとする。

1) 調整会議

契約相手方は、納期までの間に月1回（実施計画報告会、又は中間成果報告会、又は成果報告会を実施する月を除く）を基準として、官と調整会議を実施するものとする。

2) 実施計画報告会

契約相手方は、2. 3項に規定する実施計画書を作成した後速やかに、実施計画報告会を実施するものとする。

3) 中間成果報告会

契約相手方は、契約日から納期までの期間の概ね中間日付近に、中間成果報告会を実施するものとする。

4) 成果報告会

契約相手方は、成果報告書及び成果報告書説明資料（以下「成果報告書等」という。）を作成し、令和7年3月上旬を基準として成果報告会を実施するものとする。

2. 5 成果報告書等の作成

契約相手方は、2. 2項を実施した結果を整理し、成果報告書を作成するものとする。成果報告書説明資料は、成果報告会においてその内容を簡便に説明できるよう、成果報告書を要約し作成するものとする。2. 4項4)実施の後、成果報告書等に修正があれば反映し、提出するものとする。成果報告書等の作成に当たっては、次の1)～3)に留意するものとする。

- 1) 本役務において引用した資料等については、出典等を記載するものとする。
- 2) 成果報告書の作成において実施した検討の結果については、当該結果に至った根拠を具体的に記載するものとする。

3) Web サイトより引用・参照を行う場合は、可能な限り一次情報源を使用すること等に留意するものとし、アクセスした日時及びURLを記載するものとする。

2. 6 役務実施場所

契約相手方工場等

3 検査

2. 2項について、表3番号2及び3に基づき実施する。

4 その他の指示

4. 1 貸付文書

貸付文書は表2のとおりとする。ただし、貸付文書は知的財産権保有者の承認が得られ、かつ官が必要と認めた範囲に限り貸し付けるものとする。

表2 貸付文書

番号	名称	部数	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別	備考
1	有人回転翼機と連携する無人機システムの管制要領の検討 成果報告書 抜粋版	1部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁航空装備研究所	納期まで	防衛装備庁航空装備研究所	無償	

4. 2 提出書類

契約相手方は、表3に示す書類を防衛装備庁航空装備研究所に提出するものとする。本表に示す提出書類は、書込み禁止としたDVD-Rとする。

表3 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	実施計画書	1部	実施計画報告会 終了後速やかに	Word版:Microsoft Word で作成 (docx形式)
2	成果報告書	1部	検査実施前	PDF版:PDF 1.7(ISO 32000-1)以上の 全てを含むものとする。 A4判縦用紙に横書きとする。
3	成果報告書説明資料	1部	検査実施前	Power Point版:Microsoft Power Point で作成(pptx形式) PDF版:PDF 1.7(ISO 32000-1)以上の 全てを含むものとする。 A4判横用紙に横書きとする。
4	知的財産管理 報告書	1部	納期まで	Word版:Microsoft Word で作成 (docx形式) PDF版:PDF 1.7(ISO 32000-1)以上の 全てを含むものとする。 A4判縦用紙に横書きとする。

4. 3 器材等

本業務に必要な器材及び消耗品は契約相手方が用意するものとする。

4. 4 発生材の処置

本業務で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4. 5 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整のうえ、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 6 知的財産の取扱い

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）、研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第7243号。31.3.29）別紙1「研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領」に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとするほか、以下によるものとする。

1) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物（契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物及び著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領した時に、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官に譲渡する。

2) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利（知的財産の取扱いに関する特約条項第1条第1項第2号に規定する技術資料を利用及び処分する権利をいう。以下同じ。）は、官が有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、契約相手方が有する。また、契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。